３.予算事務の流れについて

1. 9月末　翌年度の運営費補助金の検討

→補助金の内訳には「運営費補助金」と「活動費補助金」の2種類があります。大阪市役所の予算上、この区分を一旦決めると、原則として、4月以降に補助金が振り込まれた後、地域活動協議会で役員会を開催し、区役所に「変更届」を提出するまで変更ができません。9月時点では補助金の全体金額は未定ですが、運営費補助金の金額は早めに検討してください。

1. 1月～2月末　翌年度の補助金予算の検討

→年明け頃に、補助金の全体額の目途がつきます。4月からの地域活動協議会の活動に補助金を使うには、2月末までに「補助金交付申請」の書類を区役所に提出する必要があります。

1. 4月以降

→一旦補助金が振り込まれた後に、補助金の使い方を変更するには「変更届」が必要な場合があります。変更をする場合は、事前にまちセンか区役所までご相談ください。